

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について

年	提案事項(提案団体名)	求める措置の具体的内容	最終的な調整結果等
H26	<p>農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和</p> <p>(北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会)</p>	<p>農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。</p>	<p><平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)></p> <p>6 義務付け・枠付けの見直し等</p> <p>【農林水産省】</p> <p>・農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。</p> <p>なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。</p> <p><令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)></p> <p>5 義務付け・枠付けの見直し等</p> <p>【農林水産省】</p> <p>・農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>(i) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し自己の生産する農畜産物等を提供する農家レストランについては、省令を改正し、農業用施設として位置付け、農用地区域内での設置を可能とする。</p> <p>[措置済み(農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第13号))]</p>
H26	<p>都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和</p> <p>(北海道)</p>	<p>計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。</p>	<p>対応不可</p> <p>計量法において環境計量証明を規制した背景として、当時の郊外問題を契機としていたことは事実であるが、現行の計量法における環境計量証明の範囲は必ずしも公害に関するものに限定している訳ではない。</p> <p>提案内容は、環境計量士の配置の困難性や、簡易な測定に基づく簡便な分析値を用いていることを根拠として「計量証明」からの除外を希望するというものだが、特例措置の必要性の有無は、環境計量士の配置の困難性や計量手法の如何により判断されるものではない。証明行為の適切な実施の確保の観点からも引き続き現行の制度に則って対応されたい。</p> <p>なお、他の地方公共団体におけるJAにおいては、計量証明事業者の登録をしているところや、職員に環境計量士の資格を取得させているところが既に存在している。</p>

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について

年	提案事項(提案団体名)	求める措置の具体的内容	最終的な調整結果等
H29	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認 (北海道)	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。	<p>〈平成29年の地方からの提案に関する対応方針(抜粋)〉</p> <p>6 義務付け・枠付けの見直し等</p> <p>【文部科学省】</p> <p>・博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162)公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
H31 (R01)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和 (高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町)	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	<p>〈令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)〉</p> <p>5 義務付け・枠付けの見直し等</p> <p>【総務省(8)】【農林水産省(5)】</p> <p>・森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)</p> <p>森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。</p>
R03	北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化 (北海道)	当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。 近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。	<p>〈令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)〉</p> <p>5 義務付け・枠付けの見直し等</p> <p>【内閣官房(1)】【内閣府(2)】</p> <p>・請願法(昭22法13)</p> <p>請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 [措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]</p>